

印旛沼流域にお住まいの皆さまへ

印旛沼ルールを策定しました！！

印旛沼流域水循環健全化会議では、流域 13 市町の協力を得て、(水質汚濁がすすむ印旛沼を浄化するために、) "恵みの沼をふたたび" をめざして「健全化計画」を策定し、さまざまな取り組みを行っています。

その一つとして、「印旛沼流域における雨水浸透施設および雨水貯留施設の設置を推進するためのルール」(通称「印旛沼ルール」)を作りました。

● 住民の皆さまにご協力いただきたい取組 (第6条)

- 住宅やその近隣施設には、できるだけ雨水浸透施設や雨水貯留タンクを設置しましょう。
- 設置した雨水浸透施設や雨水貯留タンクは定期的に清掃を行いましょう。

● なぜ雨水浸透対策が必要なのか？

最近、市街地開発により、住宅地には、空間が少なく、地面がコンクリートやアスファルトに覆われ、雨水が地下にしみ込みにくくなっています。これ以上今のような開発が進むと、地下水が減り、湧き水は涸れ、地下にしみ込まない雨水は道路にあふれ、洪水や浸水の被害が起こりやすくなってしまいます。

そこで、雨水浸透対策が必要になってくるのです。

雨水浸透対策の効果

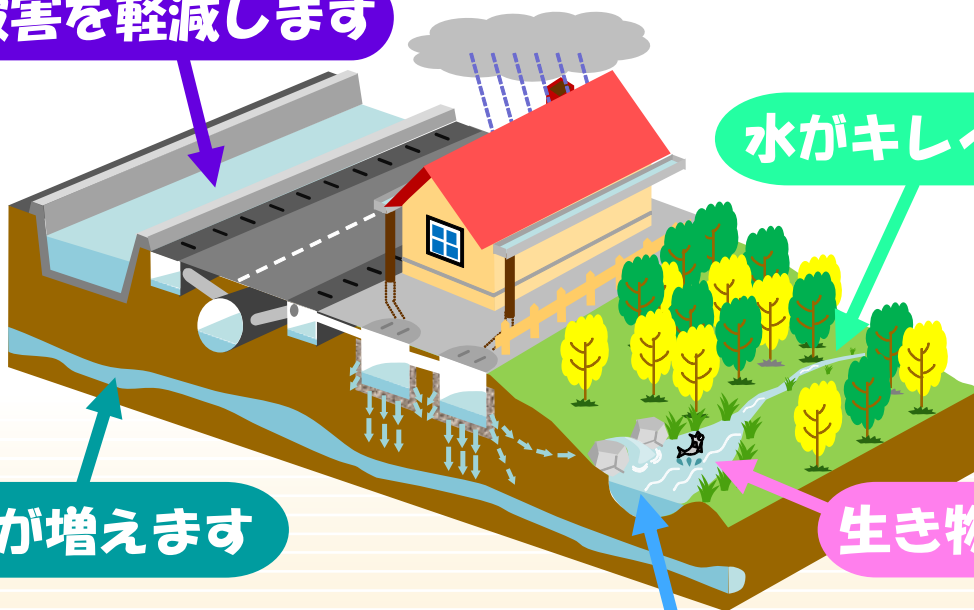
洪水被害を軽減します

水がキレイになります

地下水が増えます

生き物が増えます

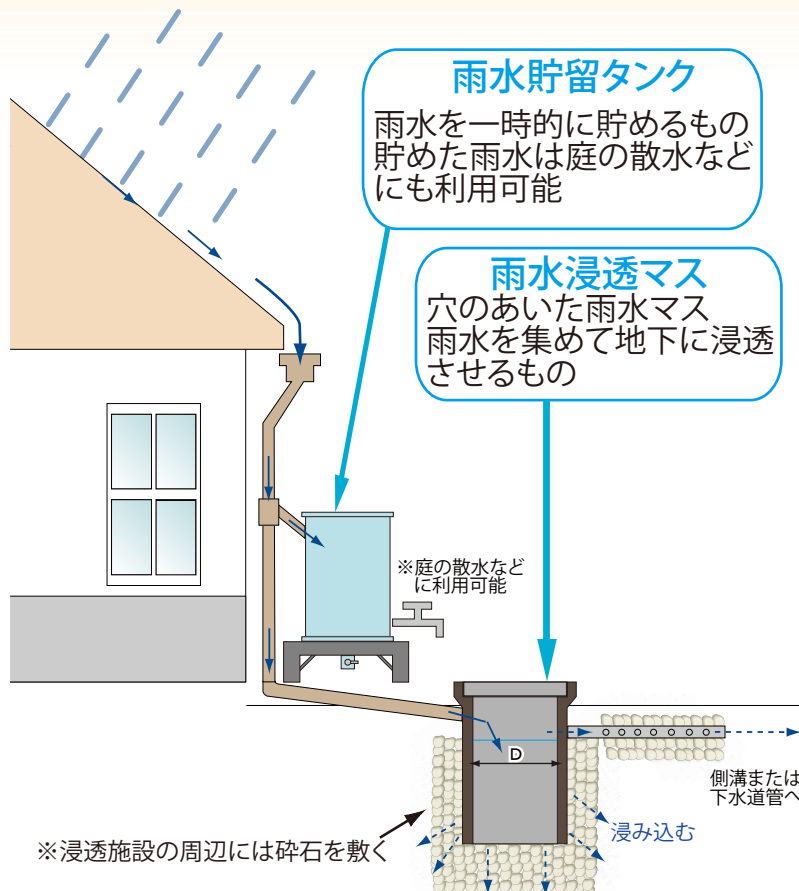
湧き水が増加・復活します



流域住民の皆さまにお願いしたい雨水浸透対策

雨水浸透マスと雨水貯留タンクは、流域住民の皆さまにご協力いただきたい雨水浸透対策です。印旛沼の水質改善にむけてご協力お願い致します。

なお、雨水貯留タンクは、貯めた雨水の再利用（庭への散水利用等）することができます。



浸透施設設置には、禁止区域があります。

下記のような箇所には設置できませんご注意ください。

(設置を行おうとする当該流域市町で基準を設けている場合は、その基準を優先する。)

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (3) 2m以上の急傾斜面(30°以上)に隣接している宅地において、斜面から高さの2倍以内の区域
- (4) その他、各流域市町で設置を禁止している区域

雨水浸透マス設置等には補助制度があります！

雨水浸透マスや雨水貯留タンクを設置する際、一定の基準を満たした場合に、設置費用の一部を市が助成する補助制度があります。

また、鎌ヶ谷市では既存住宅に市の負担で雨水浸透マスを設置するモニター制度があります。

<補助金の例(平成26年4月1日時点)>

・雨水浸透マス

千葉市：11,000～26,000円/基(口径により異なる)

船橋市：設置費の2/3(限度額：30,000円/基：4基上限)

佐倉市：口径1cm当たり700円又は工事費(限度額：100,000円)

・雨水貯留タンク

千葉市：18,000～25,000円(容量により異なる)

船橋市：設置費の2/3(限度額：20,000円)

佐倉市：貯留量1ℓ当たり100円又は工事費の1/2のいずれか低い額(限度額：50,000円)

四街道市：設置費の1/2(限度額：25,000円/基)

酒々井町：住宅リフォーム補助金制度を利用した工事に併せて、0.5㎡以上の雨水抑制施設を設置する場合は20,000円

HPで詳しい内容をご覧いただけます。

「いんばぬま情報広場」にアクセスいただき、「印旛沼ルール」のバナーから印旛沼ルールのページにアクセスしてください。

URL: <http://inba-numa.com/>



みんなで広げよう、雨水浸透マス

印旛沼ルール

しんとうマウス

お問い合わせ先

■印旛沼流域水循環健全化会議事務局(千葉県県土整備部河川環境課)

・TEL: 043-223-3155 ・Fax: 043-221-1950

・mail: inbanuma@mz.pref.chiba.lg.jp

作成・発行: 印旛沼流域水循環健全化会議 (2014年4月)